

ご家族の皆様

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う面会制限について

拝啓

平素より当施設の事業運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、熊本県では感染状況に減少傾向が見られており、「まん延防止等重点措置」は、令和3年6月13日をもって解除されることとなりました。一方、病床使用率は国分科会の示すステージ3の水準（6/18時点で県内レベル5のまま）にあり、特に熊本市内では、依然として医療提供体制がひっ迫した状況が続いています。この状況を踏まえて、「まん延防止等重点措置」の解除後、6月30日までの期間を「医療を守る行動強化期間」として継続的予防策の徹底を要請されております。

つきましては、6月30日までは面会制限について引き続き行うとともに、ガラス越し面会も含めて当面禁止とさせていただきます。オンラインやテレビ電話などは、継続して対応を行います（10時～17時の間対応）。また、終末期や状態急変時などの特別な場合についてはこの限りではございません。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和3年6月21日

社会福祉法人リデルライトホーム

理事長 小笠原 嘉祐